

太田市長の職務を行う職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第38号

太田市長の職務を行う職員を定める規則の一部を改正する規則

太田市長の職務を行う職員を定める規則（平成17年太田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。